

○東温市ロゴマークの使用に関する要綱

(令和 7 年 3 月 26 日告示第 33 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東温市ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 条 ロゴマークは、市民の市への愛着や誇りを高めるとともに、東温市のイメージを市内外に発信することを目的に使用するものとする。

(ロゴマーク)

第 3 条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

2 前項に定めるほか、ロゴマークの使用については、市長が別に定める東温市ロゴマークデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）によるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第 4 条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の申請)

第 5 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ東温市ロゴマーク使用承認申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 東温市及び東温市職員が業務に関し使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校が教育の目的で使用する場合
- (3) 市が共催又は後援する事業において使用する場合
- (4) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (5) 著作権法で認められている私的使用の範囲において使用する場合
- (6) その他市長が申請を要しないと認める場合

(使用の承認)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用の承認をするときは、東温市ロゴマーク使用承認通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認をしないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現その他これらに類する目的のために利用していると誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が使用するおそれがあると認められる場合
- (4) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (5) その他市長が使用について不適当であると認めた場合

2 前項の規定によりロゴマークの使用を承認しないときは、東温市ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）

は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインマニュアルに従い使用すること。
- (2) 承認された内容にのみ使用すること。
- (3) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (4) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) ロゴマークを使用した物品等の製造又は役務を第三者に委託して行わせる場合は、その委託を受けた者がこの告示の規定に違反しないよう、管理及び監督し、その他必要な措置を講ずること。
- (6) ロゴマークを使用した物品等を有料で販売する場合にあっては、その販売する価格は、ロゴマークを使用する前の額と同額以下の価格又は類似の既製品の価格と同等以下の価格とすること。
- (7) その他市長が必要と認める事項を遵守すること。

(使用物品等の提出)

第 9 条 使用者は、ロゴマークを使用した物品等（以下「使用物品等」という。）を作成したときは、遅滞なく当該使用物品等を市長に提出しなければならない。ただし、当該使用物品等の提出が困難であると認められるときは、写真その他当該使用物品等の使用状況が確認できる物の提出をもって、これに代えることができる。

(使用料)

第 10 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第 11 条 使用者は、使用の承認を受けた内容に変更がある場合は、あらかじめ東温市ロゴマーク使用内容変更承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、内容の変更を承認するときは東温市ロゴマーク使用内容変更承認通知書（様式第 5 号）により、内容の変更を承認しないときは東温市ロゴマーク使用内容変更不承認通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

(承認の取消し)

第 12 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとする。

- (1) 第 7 条第 1 項又は第 8 条の規定に違反していると認めた場合
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、ロゴマーク等を継続して使用することが不適當であると市長が認めた場合

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し東温市ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

3 第 1 項の規定により承認を取り消された者は、前項の規定による通知を受けた日以後、当該使用物品等を使用してはならないものとする。

(責任の制限)

第 13 条 ロゴマークの使用によって、使用者と第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合において、市長は一切の責任を負わないものとする。

(庶務)

第 14 条 ロゴマークに関する庶務は、総務部企画財政課において行う。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

東温市ロゴマーク使用承認申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

東温市ロゴマーク使用承認通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

東温市ロゴマーク使用不承認通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 11 条関係)

東温市ロゴマーク使用内容変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 11 条関係)

東温市ロゴマーク使用内容変更承認通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

東温市ロゴマーク使用内容変更不承認通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 12 条関係)

東温市ロゴマーク使用承認取消通知書
[別紙参照]

別図(第 3 条関係)

東温市ロゴマーク (縦型)



東温市ロゴマーク (横型)

